

議案第十四号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改め、同条第二項中「四十一万七千円」を「四十九万五千円」に改め、同条第三項中「及び寒冷地手当」を削る。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。